

小牧市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

小牧市教育委員会  
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 1 6 号

## 小牧市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市文化財保護条例施行規則（昭和52年小牧市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第4から様式第14までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市文化財保護条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市文化財保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。